

小矢部市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌スポンサー制度は、小矢部市立図書館の図書館資料のさらなる充実を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、裏面にはスポンサーの広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は、図書館の所有とします。

3 スポンサーの要件

(1) 次の各号に掲げる業種又は事業者のいずれにも該当しない企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者とし、個人は対象としない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類するもの
- ② 消費者金融、債権取立、示談交渉等に係る業種又は事業者
- ③ 飲酒、喫煙、賭博その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事項に係る業種又は事業者
- ④ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑤ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- ⑥ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の事業者
- ⑦ 行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施していない事業者
- ⑧ 本市の市税等を滞納している事業者
- ⑨ 本市の指名停止措置を受けている期間中の事業者
- ⑩ 小矢部市暴力団排除条例(平成 24 年小矢部市条例第 1 号)に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の対象とすることが適当でないと小矢部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める業種又は事業者

4 広告の内容

(1) 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがなく、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(2) 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象としない。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権を侵害するおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張に類するもの
- ⑥ 個人又は法人の名刺広告に類するもの
- ⑦ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 広告内容を市又は教育委員会が推奨している誤解を招くもの
- ⑨ 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの

- ⑩前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないとして教育委員会が認めるもの

5 広告の規格・表示方法

- (1)提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等を表示します。
表示シールの大きさは、縦4cm×横 10cm 程度
- (2)広告の表示位置は、図書館が決定します。
- (3)最新号カバー裏面には広告チラシ1枚挿入できます。最新号カバーに収まるサイズとします。広告チラシは雑誌スポンサーが用意します。

6 広告の表示期間

広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、期間の途中で申込みがあった場合は、その翌月から3月31日までとします。

7 申込みの受付

申込みは随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込みがあった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、図書館に提出してください。

10 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書(様式第3号)により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払は、図書館が指定する納入業者に直接お支払ください。

- (1)支払は一括先払とし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとします。
- (2)振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3)雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で、休刊や廃刊等になった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

広告のイメージ



表面



裏面